



第2号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
許可に係る特殊建築物の位置について

(一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

一般・産業廃棄物処理施設名称

:エルテックサービス(株)廃棄物処理施設

申請者名称	エルテックサービス(株) 代表取締役 三井 春法
位 置	笛吹市一宮町国分字大窪1002番地1他3筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 施設	<ul style="list-style-type: none">○一般廃棄物処理施設<ul style="list-style-type: none">・処理能力5t/日以上 of 処理施設・・・選別施設1、選別施設2、がれき類の破碎施設(一次破碎施設)・従前許可 of 処理能力1.5倍超 of 処理施設・・・焼却施設1、焼却施設2○産業廃棄物処理施設<ul style="list-style-type: none">・処理能力5t/日超 of 破碎施設・・・がれき類 of 破碎施設(二次破碎施設)・従前許可 of 処理能力1.5倍超 of 処理施設・・・焼却施設1、焼却施設2
申請理由	一般及び産業廃棄物の適正処理及び再資源化の事業拡大の目的で処理施設の拡大を行うものである。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について① (建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号))

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について②
(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(位置の制限を受ける処理施設)

第三十条の二の二 法第五十一条 本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)

二 (略)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について③
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令
第三百号))

(一般廃棄物処理施設)

令第五条 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、
一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあっては、
一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子
面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。



本申請	①選別施設1	88 t/日	≥	5 t/日
	②選別施設2	48 t/日	≥	5 t/日
	③破碎施設 <small>(がれき類・一次破碎施設)</small>	640 t/日	≥	5 t/日

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について④ (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

令百三十条の二の三 法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～四(略)

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は4,500人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、一万五千人)以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

六(略)



本申請	①焼却施設1	40.8 t/日	>	13.8 t/日 (9.2 t/日 × 1.5)
	②焼却施設2	40.8 t/日	>	27.6 t/日 (18.4 t/日 × 1.5)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について⑤ (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条 本文(法第八十七条第二項 又は第三項 において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ (略)

(産業廃棄物処理施設)

令第七条 法第十五条第一項 の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～八 (略)

木くず

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であって、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

九～十四(略)



本申請	破碎施設(がれき類・二次破碎施設)	17.6 t/日 > 5 t/日
-----	-------------------	------------------

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について⑥-1 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令 第三百号))

(産業廃棄物処理施設)

令第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～二 (略)

三 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの

ロ、ハ(略)

四(略)

五 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染物等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)

イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの

ロ、ハ(略)

六、七(略)

八 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの

ロ(略)

八の二～十三(略)

十三の2 産業廃棄物の焼却施設(第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの

ロ(略)

十四(略)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について⑥-2 (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

令百三十条の二の三 法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～四(略)

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は4,500人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあっては、一万五千人)以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受ける際に至った際の処理能力

六(略)



本申請	①焼却施設1	汚泥の焼却	65.6 m ³ /日	>	9.6 m ³ /日 (6.4 m ³ /日 × 1.5)
		廃油の焼却	42.3 m ³ /日	>	9.15 m ³ /日 (6.1 m ³ /日 × 1.5)
		廃プラの焼却	27.55 t/日	>	7.2 t/日 (4.8 t/日 × 1.5)
		上記以外の産業廃棄物の焼却	54.1 t/日	>	16.2 t/日 (10.8 t/日 × 1.5)
	②焼却施設2	汚泥の焼却	65.6 m ³ /日	>	19.2 m ³ /日 (12.8 m ³ /日 × 1.5)
		廃油の焼却	42.3 m ³ /日	>	18.3 m ³ /日 (12.2 m ³ /日 × 1.5)
		廃プラの焼却	27.55 t/日	>	15.75 t/日 (10.5 t/日 × 1.5)
		上記以外の産業廃棄物の焼却	54.1 t/日	>	24.0 t/日 (16.0 t/日 × 1.5)

申請概要①

- 申請者 住所：山梨県笛吹市一宮町国分1014番地1
氏名：エルテックサービス(株)

代表取締役 三井 春法

■ 行為の概要(現況)

エルテックサービス(株)は、平成3年に法第51条の許可を受け焼却施設2基を設置し、産業廃棄物処理業を開始した。平成9年には焼却施設のごみ処理能力の増加(建築基準法施行令第130条2の3の規定により、従前に許可を受けたごみ処理能力の1.5倍を超える場合には許可が必要。)、廃プラスチックの破碎施設の設置及び一般廃棄物処理業の開始に伴い法第51条の許可を再取得して現在に至る。

今回、焼却施設の処理能力を従前の許可時の1.5倍を超える処理能力へ変更、選別施設の新規設置、既存の破碎施設(がれき類、処理能力640t/日)で一般廃棄物のがれき類を処理及び既存の破碎施設(がれき類、処理能力40t/日)で貝殻の処理をすることにより許可が必要となる。

申請概要②－1

■ 行為の概要 一般廃棄物(1)

処理施設	種 類	処理能力	法第51条許可の状況
選別施設1	可燃物	88t／日(8h)	・新規 ・許可対象
	不燃物	88t／日(8h)	
選別施設2	可燃物	48t／日(8h)	・新規 ・許可対象
	不燃物	48t／日(8h)	
	混合廃棄物(可燃物)	0.4t／日(8h)	
破碎施設	がれき類 (一次破碎施設)	640t／日(8h)	・許可対象 ・既存の一次破碎施設を利用し、一般 廃棄物(がれき類)の処理を開始
	がれき類 (二次破碎施設)	40t／日(8h)	・許可対象外
破碎施設	廃プラスチック	32t／日(8h)	・平成9年に法第51条許可

申請概要②-2

■ 行為の概要 一般廃棄物(2)

処理施設	種 類	処理能力	法第51条許可の状況
焼却施設1	一般廃棄物	40.8t／日(24h)	・平成9年に法第51条許可 ・許可対象 ・処理能力を9.2t／日から40.8t／日に変更
焼却施設2	一般廃棄物	40.8t／日(24h)	・平成9年に法第51条許可 ・許可対象 ・処理能力を18.4t／日から40.8t／日に変更

申請概要②－3

■ 行為の概要 産業廃棄物(1)

処理施設	種 類	処理能力	法第51条許可の状況
選別施設1	産業廃棄物	88t／日(8h)	・許可対象外
選別施設2	産業廃棄物	48t／日(8h)	・許可対象外
	混合廃棄物(汚泥)	21.2t／日(8h)	
破碎施設	がれき類 (一次破碎施設)	640t／日(8h)	・許可対象外(既存不適格)
	がれき類 (二次破碎施設)	40t／日(8h)	・許可対象 ・二次破碎施設でがれき類(貝殻)を処理(貝殻の処理能力17.6t／日(8h))
破碎施設	廃プラスチック	32t／日(8h)	・平成9年に法第51条許可

申請概要②－４

■ 行為の概要 産業廃棄物(2)

処理施設	種類	処理能力	法第51条許可の状況
焼却施設1	汚泥	65.6m ³ ／日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を6.4m³／日から65.6m³／日に変更
	廃油	42.3m ³ ／日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年と平成9年に許可 ・許可対象施設 ・処理能力を6.1m³／日から42.3m³／日に変更
	廃プラスチック	27.55t／日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年と平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を4.8t／日から27.55t／日に変更
	上記以外の産業廃棄物	54.10t／日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を10.8t／日から54.10t／日に変更

申請概要②－5

■ 行為の概要 産業廃棄物(3)

処理施設	種 類	処理能力	法第51条許可の状況
焼却施設2	汚泥	65.6m ³ /日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を12.8m³/日から65.6m³/日に変更
	廃油	42.3m ³ /日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を12.2m³/日から42.3m³/日に変更
	廃プラスチック	27.55t/日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を10.5t/日から27.55t/日に変更
	上記以外の産業廃棄物	54.10t/日(24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年と平成9年に許可 ・許可対象 ・処理能力を16.0t/日から54.10t/日に変更

申請概要②-6

■ 許可対象概要

一般廃棄物・産業廃棄物の別	処 理 施 設		処 理 能 力
一般廃棄物許可	選別施設1		88t／日(8h)
	選別施設2		48t／日(8h)
	破碎施設(がれき類)		640t／日(8h)
	焼却施設1		40.8t／日(24h)
	焼却施設2		40.8t／日(24h)
産業廃棄物許可	焼却施設1	汚泥	65.6m ³ ／日(24h)
		廃油	42.3m ³ ／日(24h)
		廃プラスチック	27.55t／日(24h)
		上記以外の産業廃棄物	54.1t／日(24h)
	焼却施設2	汚泥	65.6m ³ ／日(24h)
		廃油	42.3m ³ ／日(24h)
		廃プラスチック	27.55t／日(24h)
		上記以外の産業廃棄物	54.1t／日(24h)
	破碎施設(がれき類・二次破碎施設)	貝殻	40t／日(8h)(貝殻の処理能力は17.6t／日(8h))

申請概要③

■ 建築物の概要: 既存10棟 (新たな建築行為は無い)

容積率 : 49.44% < 200%

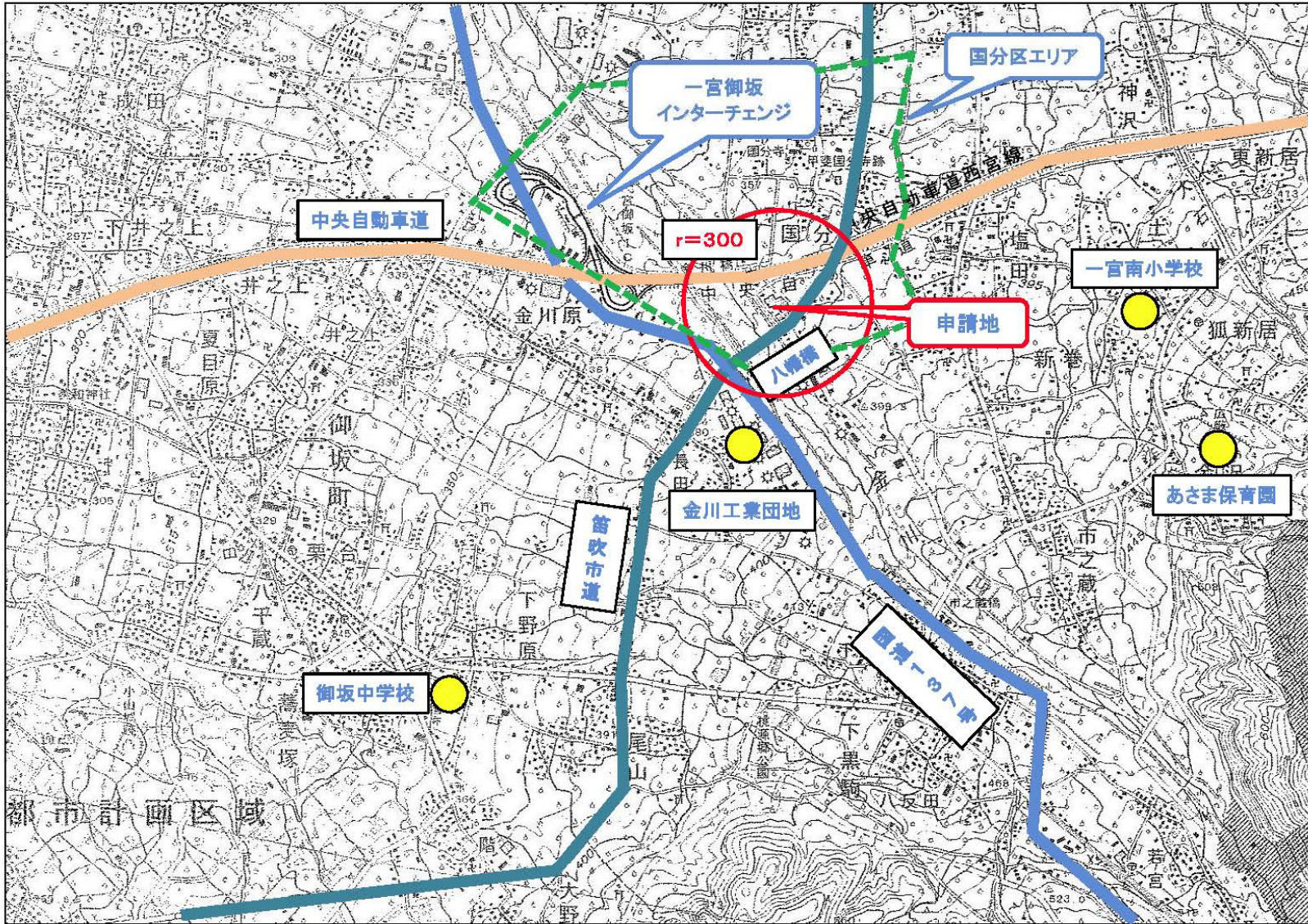
建ぺい率: 47.61% < 70%

	建築物	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
1	事務所・給油所・廃棄物置場	2	鉄骨造	10.2m	1,407.71m ²	1,148.89m ²
2	作業所 (選別施設2・廃プラ破碎施設)	1	鉄骨造	8.385m	2,064.00m ²	2,064.00m ²
3	作業所(焼却施設)	1	鉄骨造	10.52m	1,409.92m ²	1,409.92m ²
4	燃え殻ばい塵保管庫	1	鉄骨造	6.1m	31.39m ²	31.39m ²
5	作業所 (破碎施設(がれき類))	1	鉄骨造	8.376m	200.60m ²	200.60m ²
6	廃棄物置場	1	鉄骨造	11.01m	558.60m ²	567.47m ²
7	作業所(選別施設1)	1	鉄骨造	7.191m	175.61m ²	175.61m ²
8	積み替え保管施設	1	鉄骨造	8.3m	183.64m ²	192.45m ²
9	土砂系破棄物置場	1	鉄骨造	7.2m	146.26m ²	146.26m ²
10	廃棄物置場	1	鉄骨造	12.286m	338.39m ²	338.39m ²

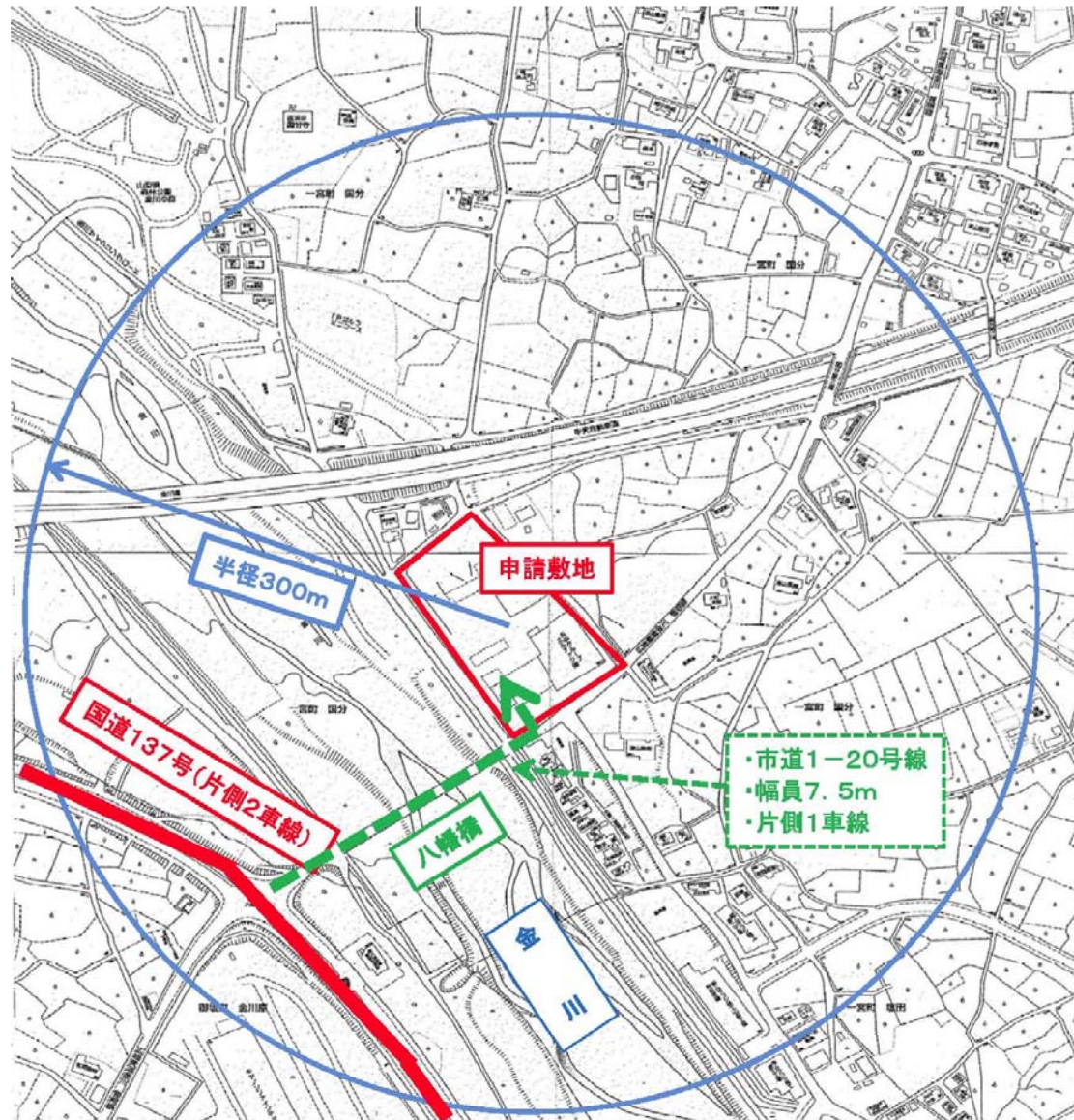
申請概要④

- 作業時間 8時間（午前8時から午後5時）
- 焼却施設の稼働時間 24時間
- 搬入搬出等時間 午前8時から午後5時

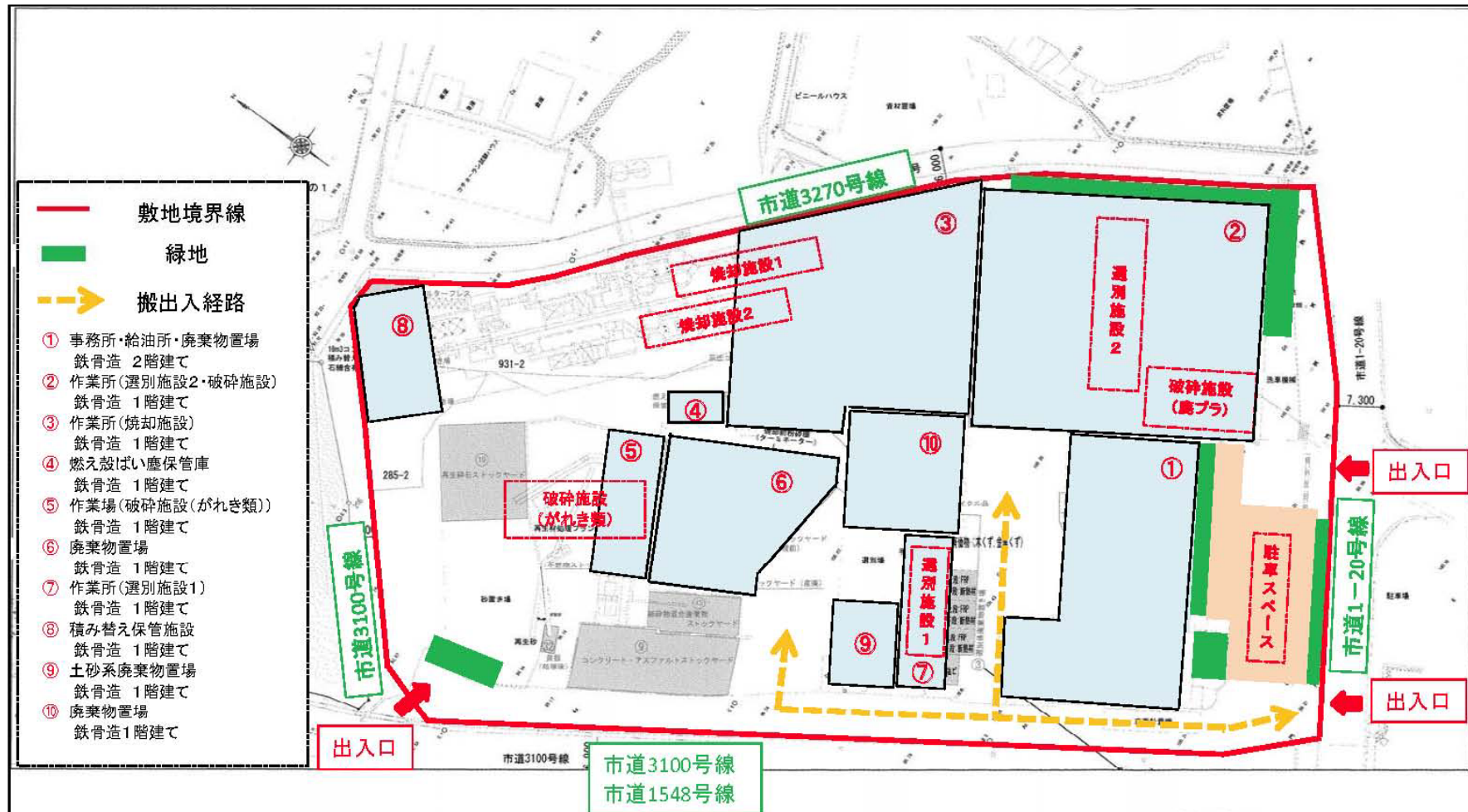
周辺状況図①



周辺状況図②



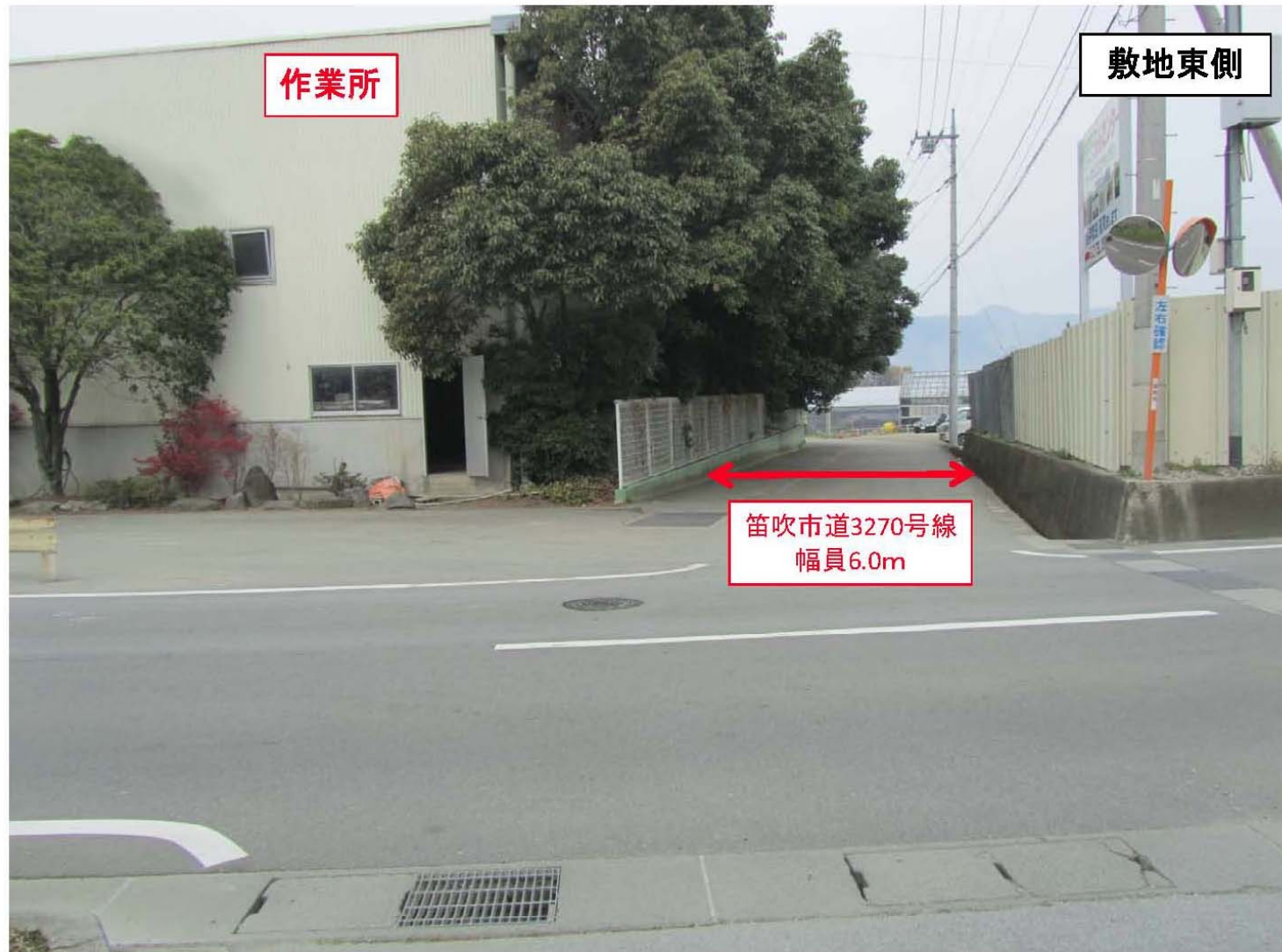
全体配置図(計画)



周辺状況写真(1)



周辺状況写真(2)



周辺状況写真(3)



周辺状況写真(4)





エルテックサービス(株)産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

1 位置の妥当性について

- 計画地の周囲には金川工業団地などの工業団地が存在し、笛吹市都市計画マスタープランでは産業拠点ゾーンに位置づけられ産業施設が多く存在し、笛吹川都市計画区域内の用途地域無指定の区域である。
- 申請敷地の南側は笛吹市道1-20号線(幅員7.5m、片側1車線)に接し、東側(幅員6.0m)、北側(幅員4.0m)、西側(幅員6.9m)も笛吹市道に接している。西側は笛吹市道を挟んで金川があり、金川の対岸には国道137号線がある。
- 申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。

2 搬出入経路の妥当性

- 搬出入の主なルートは、国道137号線から笛吹市道1-20号線（幅員7.5m、片側1車線）に入り八幡橋を渡り、計画地南側の出入口にアクセスし、住宅地内や繁華街を通過せず運搬が可能である。
- 搬出入車両は1時間あたり20～25台程度となるが、場内では円滑に作業が行われるため、車道に待機車両もなく交通への影響は少ないものと考えられる。
- 仮に搬出入車両が集中した場合には敷地内に大型車が8台待機できる駐車スペースを確保している。

3 施設計画の妥当性

- 本施設計画にあたり、許可対象となる選別施設・破碎施設・焼却施設のほか、廃棄物の積替保管施設が存在しているが、いずれも適切に計画されている。
- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成23年8月22日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

4 環境公害対策の妥当性(1)

- 本計画により影響が考えられる大気汚染、騒音、振動及び悪臭に関する生活環境影響調査が実施され、いずれも環境基準等を下回っており、周囲の生活環境に与える影響は支障ないとの結果が得られている。
- 廃棄物に接触する雨水や場内清掃排水等は地下タンクに貯留し、フィルタープレス機(ろ過装置)でろ過して廃棄物に散水(飛散防止)され、廃棄物とともに焼却処分されるため場外に排出されることはない。

4 環境公害対策の妥当性(2)

- 選別施設及び破碎施設により粉塵の発生が考えられるが、稼働時には散水を行い周囲への飛散を防ぐ計画となっている。
- 緑化への配慮については、現在3%程度となっているが、今後、山梨県環境緑化条例で規定する緑化率5%以上を満たす計画となっている。

5 地元住民等との合意形成等

- 本計画地である国分区に事業説明がなされており、国分区長、区長代理及び各組長に説明会を行い、国分区の同意が得られている。
- 笛吹市長より「支障ない」旨の意見が出されている。
- 笛吹市都市計画審議会より「都市計画上支障ない」旨の答申が出されている。

	項目	計画の状況
1	位置の妥当性	<p>① 計画地の周囲には金川工業団地などの工業団地が存在し、笛吹市都市計画マスタープランでは産業拠点ゾーンに位置づけられ産業施設が多く存在し、笛吹川都市計画区域内の用途地域無指定の区域である。</p> <p>② 申請敷地の南側は笛吹市道1-20号線(幅員7.5m、片側1車線)に接し、東側(幅員6.0m)、北側(幅員4.0m)、西側(幅員6.9m)も笛吹市道に接している。西側は笛吹市道を挟んで金川があり、金川の対岸には国道137号線がある。</p> <p>③ 申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。</p>
2	搬出入路の妥当性	<p>① 搬出入の主なルートは、国道137号線から笛吹市道1-20号線(幅員7.5m、片側1車線)に入り八幡橋を渡り、計画地南側の出入口にアクセスし、住宅地内や繁華街を通過せず運搬が可能である。</p> <p>② 搬出入車両は1時間あたり20～25台程度となるが、場内では円滑に作業が行われるため、車道に待機車両もなく交通への影響は少ないものと考えられる。</p> <p>③ 仮に搬出入車両が集中した場合には敷地内に大型車が8台待機できる駐車スペースを確保している。</p>
3	施設計画の妥当性	<p>① 本施設計画にあたり、許可対象となる選別施設・破碎施設・焼却施設のほか、廃棄物の積替保管施設が存在しているが、いずれも適切に計画されている。</p> <p>② 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成23年8月22日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。</p>
4	環境公害対策の妥当性	<p>① 本計画により影響が考えられる大気汚染、騒音、振動及び悪臭に関する生活環境影響調査が実施され、いずれも環境基準等を下回っており、周囲の生活環境に与える影響は支障ないとの結果が得られている。</p> <p>② 廃棄物に接触する雨水や場内清掃排水等は地下タンクに貯留し、フィルタープレス機(ろ過装置)でろ過して廃棄物に散水(飛散防止)され、廃棄物とともに焼却処分されるため場外に排出されることはない。</p> <p>③ 選別施設及び破碎施設により粉塵の発生が考えられるが、稼働時には散水を行い周囲への飛散を防ぐ計画となっている。</p> <p>④ 緑化への配慮については、現在3%程度となっているが、今後、山梨県環境緑化条例で規定する緑化率5%以上を満たす計画となっている。</p>
5	地元住民等との合意形成等	<p>① 本計画地である国分区に事業説明がなされており、国分区長、区長代理及び各組長に説明会を行い、国分区の同意が得られている。</p> <p>② 笛吹市長より「支障ない」旨の意見が出されている。</p> <p>③ 笛吹市都市計画審議会より「都市計画上支障ない」旨の答申が出されている。</p>